

# 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和6年7月12日  
県土整備部都市整備局住宅課

入居者資格を見直し、住宅セーフティネット機能を強化することを目的とした千葉県県営住宅設置管理条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（以下「規則」という。）について改正を行うもの。

## 1 改正の内容

- （1） 条例の改正により、同居親族要件\*の規定を削除し、一般県営住宅及び改良住宅に単身で入居可能となったことに伴い、例外的に単身で入居できる者の要件を定めていた規則の規定を削除します。

※同居親族要件とは、入居者資格として同居しようとする親族がいることを要件とすること。これに対し、規則において例外的に単身で入居できる者の要件を定めていました。

- （2） 入居申込書を提出するときに併せて提出しなければならない書類として、条例の改正により、同居者となることが可能となった者のうち、里親に委託されている児童については当該者であることを証明する書類を、親族に準ずる者として知事が定めるものについては、当該事実を証明するに足りる書類を規定します。

- （3） その他所要の規定の整備を行います。

## 2 施行予定日

令和6年10月1日